

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

保護者各位

小 林 市 教 育 委 員 会
教 育 長 中 屋 敷 史 生
(公 印 省 略)

日本スポーツ振興センター災害給付制度について（お知らせ）

日頃より学校保健につきましてご理解・ご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、学校の管理下における児童生徒の怪我等については、日本スポーツ振興センター災害給付制度の対象になることから、学校管理下における怪我等については、「子育て支援子ども医療費助成」は利用しないようお願いいたします。

つきましては、この給付制度について別紙をご覧くださいますようお願いいたします。

※下記のどちらの利用方法でも保護者負担は変わりません。

- ・日本スポーツ振興センター災害給付制度のみの利用
- ・日本スポーツ振興センター災害給付制度＋子育て支援子ども医療費助成との併用

※ 説明資料は裏面に印刷してあります。

(文書取扱) 学校教育課 総務グループ 岡元

TEL. 23-0424 TEL. 24-1503

学校で怪我をしたときは・・・？

小中学校では、学校等の管理下で発生した児童生徒の災害（負傷または疾病）に対して、医療費等が給付される日本スポーツ振興センター災害給付制度に加入していますので、学校管理下での怪我等で医療機関を受診される際はその旨を申し出てください、

『子育て支援子ども医療費受給資格証』を使用せず、一旦、総医療費の3割を医療機関等の窓口でお支払いください。

○学校管理下とは・・・？

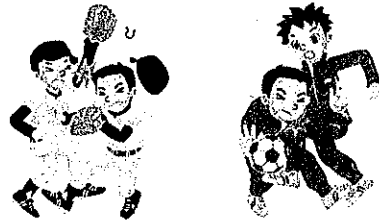
授業中

（各教科・遠足・修学旅行など）



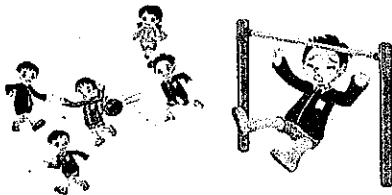
学校の教育計画に基づく課外指導中

（部活動など）



休憩時間中

（昼休み・放課後など）



通常の経路および方法による通学中

（登校・下校）



請求手続きについて

学校から災害共済請求に必要な書類「医療等の状況」等を受け取り、医療機関等で証明を受けてください。

証明を受けた書類を学校に提出してください。

学校から教育委員会を通じて日本スポーツ振興センターに請求をします。

給付金は、教育委員会から保護者に支給されます（振込）。

災害給付対象にならないもの

- ・ 治療開始から治癒までの医療費総額が 5,000 円未満（自己負担額が 1,500 円未満）の場合。
- ・ 差額ベッド代や健康保険の適用を受けない治療の場合。
- ・ 申請に必要な医療等の記入にかかる文書料。
- ・ 生活保護受給家庭は、医療扶助がありますので、医療費の給付はありません。ただし、障害・死亡見舞金は給付されます。

災害給付の審査基準に該当すると、窓口でのお支払額に、療養に伴って要する費用が加算され支給されます。

災害給付の対象とならなかった場合は、子育て支援子ども医療費受給資格証を使用してください。

災害給付についての問い合わせ

各学校の養護教諭または学校教育課（0984-23-0424）